

平成21年度 第1回大阪府環境審議会土壤汚染対策検討部会 議事概要

1. 日時 平成21年6月29日(月)午後1時～午後3時
2. 場所 大阪府庁新別館北館5階 職員会議室3
3. 議題 (1)大阪府における土壤汚染対策制度の見直しについて
 - [1]現行制度と施行状況について
 - [2]改正法の概要と手続きについて
 - [3]主な課題とその論点について(2)今後の検討スケジュールについて
- (3)その他について

4. 議事

(1)大阪府における土壤汚染対策制度の見直しについて

[1]現行制度と施行状況について

[2]改正法の概要と手続きについて

(事務局)

大阪府条例の現行制度と改正法の概要について、資料1『現行制度と施行状況』、資料2『改正法の概要と手続きフロー』に基づき説明

(委員)

大阪府の場合は規模の小さな開発が多いが、履歴調査要件の3,000㎡は適当か。

(委員)

面積要件をもっと厳しくすることはできないか。また、面積以外の要件を打ち出すことはできないか。

(事務局)

都市計画法に基づく開発許可があるもののうちの約7割の面積をカバーすることから、前回の環境審議会で3,000㎡と決まったが、規模やその他の要件については資料を整理していく。

(委員)

自主調査については、3,000㎡の要件に該当しないものがほとんどだが、小さな面積の土地で行った自主調査により発覚した汚染について、できるだけすくい上げられるような制度にしていくのが好ましい。

(委員)

自主調査を実施する場合の面積規模はどれくらいのものが多いのか調べる必要がある。

(事務局)

自主調査についてのデータを整理し、次回の部会で報告したい。

(委員)

自主調査というのは、土地取引に伴う自主調査と理解してよいのか。

(事務局)

土地取引に伴うものが一番多いと思うが、最近は企業の法令順守や環境報告書の作成のために自主調査を行うという例もある。

[3]主な課題とその論点について

(事務局)

大阪府における土壌汚染対策制度の見直しに関する課題と論点について、資料3『主な課題とその論点』に基づき説明

(委員)

自主調査についての結果報告があった場合に、その内容を情報公開することはできないのか。

(事務局)

管理区域や指定区域の情報はホームページや台帳等により、情報公開の手続きをせずに閲覧することができるが、自主調査についての内容は情報公開請求の手続きがあれば開示するという仕組みになっている。また、大阪府では自主調査が情報公開の対象となることを前提として、報告者に確認した上で報告書を受理するようにしている。

(委員)

自主調査の報告者にメリットがあるような形で公開できればよい。汚染がない場合には、事業者は環境に配慮していることが分かる。汚染があった場合でも、事業者が適正に対応していることを証明するような形で情報公開すればよい。そうすれば、自主調査の報告が増える可能性がある。深刻な汚染の場合は行政が入って対応せざるを得ない。

(事務局)

重大な汚染があった場合には、改正法14条による指定を受けて、その中で措置を実施するほうがよいと思われる。まずは、自主調査に関して現在指導していることを条例に取り込まなければならないと考えている。

(委員)

自主調査に対して、大阪府がどう関与していくかというのが議論すべきところである。

ここで、本日欠席の平田委員・大久保委員の意見を紹介していただきたい。

(事務局)

当日欠席の平田委員・大久保委員の意見を紹介

- ・履歴報告は重要であり、今後も求めていくほうがよい。
- ・自主調査の結果を受理する際には、行政がどこまで内容を確認したのかを明確にしなければならない。
- ・区域指定の基準についての政省令が出てから議論したほうがよいのではないかと。
- ・指定調査機関について、法により信頼性等が強化されるのであれば、条例の制度としてもっとシンプルにすべきではないか。ただし、指定調査機関をなくすとしても、一定の猶予期間は設けたほうがよい。

- ・汚染された搬出土壤を受ける側が、自己防衛できるような制度があってもよいのではないか。
- ・履歴調査について、国がパブリックコメントを募集する際に、公的書類以外の情報の取り扱いなどについて大阪府の考えを述べてはどうか。
- ・今後の土壤汚染対策の円滑な推進のための根拠となるような条文を設けてはどうか。

(委員)

以上の意見も踏まえて課題と論点について話を進めていきたい。

法対象となる土地に対する条例による履歴調査のあり方について、「 m^2 以上の形質変更の際には、土地所有者等は土地の利用履歴を調査し、報告しなさい」という条例を作ればよい。

(事務局)

改正法では、おそらく $3,000m^2$ 以上の形質変更が行われる土地について、知事が過去の公的書類を調べることでより土壤調査の必要性を判断する。同じ土地に対して、条例により別途土地所有者に履歴を調べるように規定するかどうかの一つの論点になる。

(委員)

大阪府としては、土壤汚染について管理する監督官庁としての顔と、自主調査についてアドバイスをしてあげる顔の二つの性格があってもよいのではないか。履歴調査にはこの二面性があり、またこれまでの実績もあるため、履歴調査の必要性を感じる。

また、年代によって汚染原因となる物質についての絞込みがある程度できるので、リストを作成するなどの整理も必要ではないか。また、土地利用履歴調査結果報告に対する指導方法については、行政としてのノウハウをどう蓄積していくかが課題。

(事務局)

土地利用履歴報告の内容・方法の明確化・標準化について、運用の中で出てきた課題があるので、政令市の意見を聞き、整理したい。条例では、ヒアリングなどの少し曖昧な方法を認めているが、これをなくしてしまうと、法だけに頼らざるを得ないので、検討が必要である。

(委員)

履歴調査については以上。自主調査については事務局としての意見はあるか。

(事務局)

土壤汚染について府民の関心が高まっているがリスクコミュニケーションが進んでいないという背景を考えれば、自主調査は情報公開せざるを得ない。また、行政・事業者・府民の間で、土壤汚染に対しての役割分担が必要である。

(委員)

区域指定について、「管理区域」という概念が、「要措置区域」と「形質変更時要届出区域」を合わせたものと同じでなければ、「管理区域」という名称について考える必要がある。

(事務局)

詳細については政省令が出ないとはっきりとはしないため、「管理区域」も法に合わせて二つの呼び方にするかどうかは今すぐには答えは出せない。

(委員)

「管理区域」の名称については、政省令の具体的な内容が出てから議論するものとする。

指定調査機関については、改正法29条～43条で指定調査機関の申請制度が整備されるということであれば、大阪府のものをなくすのは問題ない。

(2) 今後のスケジュールについて

(事務局)

第2回の検討部会は8月末から9月上旬を予定している。第2回検討部会の後に、中間報告の案について審議いただきたい。その後、9月から10月にかけて中間報告についてのパブリックコメントを募集する。パブリックコメント終了後、10月末から11月上旬に第3回検討部会を予定している。第3回検討部会では中間報告に対する意見に対する見解、検討部会の報告案についてご審議いただきたい。環境審議会本審が11月中旬から下旬に開催される予定であるので、そこで検討部会の報告を答申案として審議していただく予定である。

以上